

第20期

第25回

総会議事録

令和8年4月16日

1. 開催年月日 令和8年4月16日(木)
2. 開催場所 郡山市役所本庁舎2階 特別会議室
3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	出席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 郡 司 兼 介

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

【農地調整係主任】 大 堀 寛 和

【事務局次長兼農地調整係長】 草 野 哲 也

【農業振興・農業法人係長】 岩 谷 智 恵 子

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時00分

8. 閉会宣言 14時00分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

伊藤 城治

署名人

伊藤 博文

事務局	<p>ただいまより、第25回総会を開催いたします。 本日は、欠席の届出はありません。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、 この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
会 長	<p>午前中の定期総会に引き続きで、よろしく申し上げます。 春の農作業が忙しくなってきましたので、健康と事故には充分 気をつけていただきたいと思います。 簡単ですけど挨拶といたします。よろしくお願いいいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により 会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、提出されております案件について、 慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、 議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。 19番 伊藤 城治 委員 20番 伊藤 博文 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、 農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて 事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>タブレットの正誤表をご覧ください。 まず議案書1ページの1番ですが、賃貸借期間が抜けていました。 期間10年になります。 次に議案書7ページの6番ですが、農地区分と農振法区分に誤りが あり、正しくは農地区分は「農用地」、農振法区分は「内」となります のでよろしく申し上げます。</p>

議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず1番から5番までの5件について、付議いたします。</p> <p>伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>1番から5番までの5件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず1番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>4月6日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>申請人は個人で農業経営を行っていましたが、規模拡大を見据え法人化するための申請です。農機具は自己所有の物を使用し、農作業は社長と従業員が行い、水稻を栽培します。確約書が添付されています。</p> <p>次に2番と3番について、受け人が同じなので一括して報告します。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は贈与、経営拡大です。</p> <p>4月10日に現地調査及び受け人への聴き取り調査を行いました。</p> <p>農機具は自己所有の物を使用し、農作業は受け人と妻が行います。</p> <p>次に4番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は高齢化、経営拡大です。</p> <p>4月10日に現地調査及び受け人への聴き取り調査を行いました。</p> <p>農機具は自己所有の物を使用し、農作業は受け人が行い、野菜等を栽培します。</p> <p>次に5番ですが、貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>4月7日、事務局会議室において佐久間会長、事務局職員とともに事前審査会を行いました。農機具は自己所有の物を使用し、農作業は借人が行い、ハウスでミニトマトやネギなどの野菜を栽培します。</p>

	<p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番から5番までの 5件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番から5番までの 5件について 許可と決めます。</p> <p>次に6番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>6番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、経営拡大です。 受け人と妻、両親、妹が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>6番 1件について、</p>

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、6番 1件について許可と決します。</p> <p>次に7番 1件について、付議いたします。 渡邊 清助委員の調査報告を求めます。</p>
渡邊 清助 委員	<p>7番 1件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 4月6日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、中村推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 借人は園芸振興センターで研修を受けております。 申請地にはハウスが設置されており、すぐにでも作業できる状態になっています。きゅうりを作付けします。 審議会でも確実に作業するとのことですので問題はありません。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>7番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、7番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に8番 1件について、付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。</p>
小林正一郎 委員	<p>8番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p>

	<p>申請の事由は農業廃止、農業開始です。</p> <p>4月11日に現地調査及び受け人への聴き取り調査を行いました。</p> <p>渡し人と受け人は知人で、一緒に耕作しており相続登記が完了したのを機会に売買となりました。</p> <p>申請地は受け人の自宅のすぐそばで、周辺農地と調和の取れた利用状況です。今後、自家用野菜を栽培する確約書が添付されています。</p> <p>農作業は受け人と妻が行います。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>8番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、8番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に9番と10番の2件について、付議いたします。</p> <p>これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
濱津職代	<p>議長交代いたしました。</p> <p>佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一 委員	<p>9番と10番の2件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず9番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は兄への贈与です。</p> <p>4月11日に現地確認しました。申請地は以前から受け人が耕作していました。</p> <p>受け人が農作業に従事します。</p> <p>現地は周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理されています。</p>

	<p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでした。</p> <p>次に10番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は農業廃止、農業開始です。</p> <p>4月11日に現地確認しました。</p> <p>申請地は受け人の母の所有地に隣接しています。</p> <p>受け人と母親が農作業に従事します。</p> <p>現地は周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理されております。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
濱津職代	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
濱津職代	<p>9番と10番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
濱津職代	<p>異議ないものと認め、9番と10番の2件について許可と決めます。</p> <p>議長交代します。</p>
議長	<p>議長交代しました。</p> <p>次に11番と12番の2件について、付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>11番と12番の2件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず11番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は高齢化、経営拡大です。</p> <p>受け人と両親が農作業に従事します。</p>

	<p>次に12番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻、両親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>11番と12番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、11番と12番の2件について許可と決めます。</p> <p>次に13番 1件について、付議いたします。</p> <p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>13番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は経営縮小、経営拡大です。</p> <p>4月9日に現地調査し、適正に管理されておりました。</p> <p>4月13日に代理人の行政書士に聴き取り調査をした結果、申請内容に誤りはありませんでした。</p> <p>農作業常時従事要件については、受け人本人が10年以上従事しており、満たしております。</p> <p>地域との調和要件については、地域の農地の利用調整に協力する旨、確約しており問題ないと思われます。</p> <p>また、農地の効率的かつ総合的な利用の確保等に支障が生ずる</p>

	<p>恐れはありません。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>13番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、13番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に14番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>14番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は資金を必要とするため、相手方要望です。 受け人と妻、息子が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>14番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、14番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に15番から17番までの3件について、付議いたします。 先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。</p>
先崎孝太郎 委員	<p>15番から17番までの3件について、調査の結果を報告いたします。 まず15番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は労力不足、経営拡大です。 4月11日に現地調査及び聴き取り調査を行いました。 水稻を作付けします。</p> <p>次に16番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は労力不足、経営拡大です。 4月11日に現地調査及び聴き取り調査を行いました。 飼料用のとうもろこしを栽培します。</p> <p>次に17番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は労力不足、経営拡大です。 4月11日に現地調査及び聴き取り調査を行いました。 飼料用のとうもろこしを栽培します。 3件とも受け人が同じですが、農作業は受け人と妻が従事します。 申請地は適正に管理されておりました。</p> <p>調査の結果、3件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)

議 長	15番から17番までの3件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、15番から17番までの3件について、 許可と決します。 次に18番 1件について付議いたします。 なお、この件につきましては委員の同居の親族が受け人になっており、 農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の 制限に該当しますので退席を求めます。
	(該当委員が退席する)
議 長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	18番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と両親、弟が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	18番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、18番 1件について 許可と決します。 退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する)

議 長	<p>次に19番から21番までの3件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>19番から21番までの3件について調査の結果を報告いたします。 まず19番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に20番ですが貸人、借人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 借人が農作業に従事します。</p> <p>次に21番ですが貸人、借人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 借人が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>19番から21番までの3件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、19番から21番までの3件について 許可と決します。</p>

	<p>次に22番と23番の2件について、付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。</p>
石井 源信 委員	<p>22番と23番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず22番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は 記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営拡大です。 現地調査したところ、申請地は適正に管理されていました。 受け人夫婦が農作業にあたります。 地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法についても 地域の防除基準に従うとのことで問題ないと思われま</p> <p>次に23番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は 記載のとおりです。 申請の事由は労力不足、農業開始です。 現地調査したところ、申請地は適正に管理されていました。 受け人と両親が農作業にあたります。 4月6日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、 推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 申請地は住宅に付随した農地です。 まずじゃがいもを栽培し、ベテラン農家の指導をもらって 他の作物に挑戦したいとのことです。 地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法についても 地域の防除基準に従うとのことで問題ないと思われま</p> <p>調査の結果、2件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われま</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>22番と23番の2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>

議 長	<p>異議ないものと認め、22番と23番の2件について、許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>池上愼一郎委員の調査報告を求めます。</p>
池上愼一郎 委員	<p>1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、牛舎、飼料倉庫、堆肥舎です。</p> <p>農地区分は農用地です。</p> <p>昨年10月と今年2月の農業振興地域整備計画の変更の案件です。</p> <p>既存の牛舎の南側に新設します。</p> <p>法面を盛土規制法に基づく勾配とします。</p> <p>雨水は地下浸透及び既存の隣接水路に放流します。</p> <p>雑排水は発生しません。</p> <p>ふん尿は堆肥舎で堆肥化します。</p> <p>南側と西側は山林、東側は市道、北側は既存牛舎敷地で周辺農地への影響はありません。</p> <p>資金調達計画や残高証明も添付されています。</p> <p>以上のことから申請目的実現の確実性、周辺農地への影響に問題はありません。</p> <p>調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p>

	<p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-bで、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる農業用施設事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上、補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について、</p> <p>許可相当と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、</p> <p>許可相当と決めます。</p> <p>2番 1件について付議いたします。</p> <p>石井 源信委員の調査報告を求めます。</p>
石井 源信 委員	<p>2番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、農家用倉庫です。</p> <p>農地区分は農用地です。</p> <p>申請人は露地野菜を中心に営農しており、経営規模を拡大していく中、農機具等を自宅の周りで保管しておりました。</p> <p>シートをかけ、雨ざらしでまずいのではないかと思います、今回の申請になりました。</p> <p>土地は自宅に近い所有地で適切に管理されておりました。</p> <p>雨水は自然浸透とし、汚水の発生はありません。</p> <p>申請地は集落の一部であり、農地の分断や日照等に支障を及ぼすおそれはありません。</p> <p>調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p>

	<p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で1番同様です。許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-bで、1番同様です。その他の事項については、記載のとおりです。以上、補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、2番1件について、許可と決します。 以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番1件について付議いたします。 池上愼一郎委員の調査報告を求めます。</p>
池上愼一郎 委員	<p>1番について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、牛舎、飼料倉庫、堆肥舎です。 先ほどの4条の1番と同じ案件です。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>1番1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で4条1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-bで、4条1番同様です。</p>

	<p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上、補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、</p> <p>許可相当と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、</p> <p>許可相当と決めます。</p> <p>なお、4条1番と5条1番は同一案件であり、転用面積が併せて30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。</p> <p>池上慎一郎委員の調査報告を求めます。</p>
池上慎一郎 委員	<p>2番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、分家住宅です。</p> <p>農地区分は第1種農地と判断しました。</p> <p>汚水は合併浄化槽で処理し、北側側溝に排出します。</p> <p>雨水は地下浸透及び北側側溝に排出します。</p> <p>北側は市道、他は畑ですが日照被害等の支障を及ぼさないように建築します。</p> <p>銀行による事前審査回答も添付されています。</p> <p>このことから申請目的の実現性、周辺農地への影響に問題はありません。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、</p>

	<p>農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カ-イで、第2種農地の転用は申請地以外に適当な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に3番 1件について付議いたします。</p> <p>小林正一郎委員の調査報告を求めます。</p>
小林正一郎 委員	<p>3番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、一般住宅です。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>4月12日に現地確認し、渡し人から話を聴いて来ました。</p> <p>現在の住宅が手狭になり、土地を探していたところ、申請地にたどり着き、所有者と合意して申請になりました。</p> <p>周辺は農地ですが、営農上の問題はないと判断しました。</p> <p>開発許可申請も出されており、問題ありません。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。

事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、</p> <p>農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで甲種農地の要件を満たしていない特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地改良農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-g-(h)で、</p> <p>集落地域整備法第5条第1項に規定する集落地区計画の定められた区域内において行われる同項に規定する集落地区施設及び建築物等の整備の用に供するために行われる集落計画事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上、補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>3番 1件について、</p> <p>許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、</p> <p>許可と決します。</p> <p>次に4番 1件について付議いたします。</p> <p>なお、この件につきましては委員が渡し人になっており、</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当しますので退席を求めます。</p>
	<p>(該当委員が退席する)</p>
議長	<p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>4番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は一般住宅です。</p> <p>農地区分は第1種農地と判断しました。</p> <p>4月9日に現地調査を行いました。当該農地は市街化調整区域、片平地区集落地区計画内にあります。</p> <p>申請地の北側は道路です。南側は宅地で、東側は渡し人の農地に</p>

	<p>なっています。</p> <p>周辺農地への影響については、除草後転圧して土砂の流出を防止します。</p> <p>雨水は道路側溝に排出し、雑排水・汚水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に排出します。</p> <p>また4月13日、代理人の行政書士に電話で確認を行い、申請内容に間違いはありませんでした。</p> <p>申請目的実現の確実性については、各種行政手続きが進んでおり充分と思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-オ- (ア) -a- (b) で甲種農地の要件を満たしていない、鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場、県庁、市役所、町村役場（これらの支所を含む）並びにこれらに掲げる施設に類する施設の周囲おおむね500m以内の公共施設至近距離農地です。</p> <p>申請地は片平行政センターから500m以内の距離にあります。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-オ-(イ) で、第2種農地の転用は申請地以外に適当な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	4番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)

議 長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、許可と決めます。</p> <p>退席委員の復席を求めます。</p>
	(退席委員が復席する)
議 長	<p>次に5番 1件について付議いたします。</p> <p>高野 和介委員の調査報告を求めます。</p>
高野 和介 委員	<p>5番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>4月7日と12日に調査を行いました。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>両者は親子関係にあります。</p> <p>申請の事由は、農家住宅です。</p> <p>申請地の南側は市道鬼生田日和田線、東側は市道衛門次郎原横森線に面しています。一部、土地改良農地ですが、土地改良区の意見書が添付されています。</p> <p>周辺農地への影響はありません。</p> <p>受け人は市内の民間アパートに妻と子供2人で住んでおり手狭になったため、今回の申請に至りました。</p> <p>雨水は自然浸透又は市道側溝に流します。</p> <p>汚水は合併浄化槽で処理して排出します。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>5番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。</p>

	<p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上、補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>5番 1件について、</p> <p>許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、</p> <p>許可と決します。</p> <p>次に6番 1件について付議いたします。</p> <p>中尾 一明委員の調査報告を求めます。</p>
中尾 一明 委員	<p>6番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>残土置場のための一時転用です。</p> <p>農地区分は農用地です。</p> <p>3月19日に現地調査を行い、申請人への聴き取り調査を行いました。</p> <p>使用借人は国・県・市の河川改修工事で発生する工事残土運搬処理を 請け負っておりますが、農地法の手続きを行うことなく申請地を 無断転用していました。</p> <p>使用借人は反省しており、今後は農地法を遵守するとの顛末書が 添付されています。</p> <p>申請地の周辺には一部、農地がありますがほとんどは山林に 囲まれており、土留め工事を行うことで周囲への影響はないと 判断しました。</p> <p>工事終了後は、農地に復元するとの確約書が添付されており 復元後は、栗を栽培するとのことです。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>6番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p>

	<p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は農用地2-1-(1)-ア-(ア)で4条1番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>6番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、6番 1件について、許可と決します。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>続いて、議案第4号「農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」を議題といたします。</p> <p>農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画の作成を福島県農地中間管理機構へ要請することについて、次のとおりお諮りいたします。</p> <p>1番と2番の2件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号別紙をご覧ください。</p> <p>議案第4号は農地中間管理機構が行う農地売買特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることについて福島県農地中間管理機構に要請することをお諮りするものです。</p> <p>農地売買特例事業は所有者から農地中間管理機構が農地を買い入れ、農地中間管理機構から買い受け希望者へ農地を売り渡すものです。</p>

	<p>1番と2番の2件について、いずれも買受希望者は全部耕作要件、農作業常時従事要件を満たしており、売買価格は過去の売買及び近傍類似価格を参考にし、各地区の委員から確認をいただいております、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請することは適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番と2番の2件について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番と2番の2件について原案のとおり決めます。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案について、郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。</p> <p>まず2番1件について付議いたします。</p> <p>なお、この件につきましては委員が借受人になっており、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当しますので退席を求めます。</p>
	<p>(該当委員が退席する)</p>
議長	<p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号別紙をご覧ください。</p> <p>議案第5号は所有者、農地中間管理機構、耕作者の3者間での農地の貸借について定める農用地利用集積等促進計画案について郡山市長から意見を求められたので、お諮りするものです。</p> <p>一括方式は、所有者から機構への貸し付けと機構から耕作者への貸し付けを一括して行うものです。</p> <p>2番1件について、計画の内容を調査したところ、適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議 長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、原案のとおり決することに 異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について 原案のとおり決します。 退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する)
議 長	次に1番と3番から5番までの 4件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	1番と3番から5番までの 4件について、 計画の内容を調査したところ、適当と認められますが、 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番と3番から5番までの 4件について、原案のとおり 異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番と3番から5番までの 4件について 原案のとおり決します。 以上で、議案第5号を終わります。 続いて、議案第6号「郡山市農業委員会農地利用最適化推進委員の 定数」及び「郡山市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考 基準について」を議題といたします。 始めに、3月18日に行われました運営委員会の内容を私から 報告いたします。 「郡山市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数」及び「郡山市 農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考基準」につきましては 各地区の意見を取りまとめた結果ですが、当初(案)以外の意見は ございませんでした。

	<p>詳細については、事務局から説明していただきます。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>資料1をご覧ください。 第4期郡山市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数ですが、地区については中央2、安積1、三穂田2、逢瀬2、片平1、喜久田1、日和田1、富久山1、湖南2、熱海2、田村3、西田1、中田2となっております。 次に資料2をご覧ください。 選考基準ですが、識見・経験が40、その他が12、選考委員審査が48の合計100点の(案)になります。 事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。 以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1番 1件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1番から20番までの20件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知に</p>

ついて」次のとおり1番から28番までの28件について
通知書の提出があったので報告する。

報告第3号を終わります。

続いて、報告第4号「専決処分事項の報告について」
郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

専決第2号 郡山市農業委員会事務局職員人事発令について

専決第3号 郡山市農業委員会事務局出張所職員人事発令について

専決第2号 専決処分書

郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により、
総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め
次のとおり専決処分する。

郡山市農業委員会事務局職員人事発令について

理由；令和8年3月31日付け及び令和8年4月1日付けで
事務局人事を発令するため。

専決第3号 専決処分書

郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により、
総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め
次のとおり専決処分する。

郡山市農業委員会事務局出張所職員人事発令について

理由；令和8年3月31日付け及び令和8年4月1日付けで
事務局出張所職員人事を発令するため。

ただいまの 第1号から第4号までの報告について
ご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

以上で報告事項を終わります。次にその他ですが
農業振興地域の変更に関して、事務局から説明があります。

事務局

農業振興地域の変更に関して、特別委員会を開催し、
許可事項について、ご審議いただきたいと思ひます。

4月締め切りの案件の審議予定がありますので

	来月の総会終了後に特別委員会を開催し、郡山市農業委員会 総会運営要領第6条第1項に基づき、その結果を総会の 決定として回答したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	ただいまの説明について ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	それでは、ただいま説明のとおり進めることにいたします。 その他ございませんか。
	(なし)
議長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第25回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第25回総会（令和8年4月16日開催）の概要

第3条 農地の移動は

23件で、田 65,982㎡ 畑 26,570㎡でした。

第4条 農地の転用は

2件で、牛舎・飼料用倉庫1件、農業用倉庫1件でした。

第5条 農地の転用は

6件で、一般住宅2件、分家住宅1件、農家住宅1件、牛舎・飼料用倉庫1件、一時転用1件でした。